議案第88号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について，地方自治法第96条第１項第12号の規定に基づき，次のとおり議決を求める。

令和３年９月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

県は，鹿児島地方裁判所に係属中の事件に関し，次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

１　事件名

鹿児島地方裁判所令和２年（ワ）第674号損害賠償請求事件

２　和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所及び氏名

[redacted]

３　事件の内容及び裁判の経過

⑴　相手方は，令和元年10月６日に国道226号の一部が陥没したことにより相手方が傷害を負ったことに関し，令和２年12月４日に鹿児島地方裁判所に，県を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

⑵　訴訟の提起以来，同裁判所において審理されてきたが，令和３年７月８日に裁判官から和解勧告がなされたものである。

４　和解の内容

⑴　県は，相手方に対し，本件損害賠償債務として，金1,822,920円の支払義務があることを認める。

⑵　県は，相手方に対し，前号の金員を，和解成立の日から１か月以内に，相手方代理人の指定する口座に振り込んで支払う。その振込手数料は，県の負担とする。

⑶　相手方は，その余の請求を放棄する。

⑷　相手方と県は，相手方と県との間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は，各自の負担とする。

５　和解の理由

国道の管理に一定の瑕疵があったこと及び裁判官から和解勧告がなされていることを踏まえ，本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

（提案理由）

鹿児島地方裁判所令和２年（ワ）第674号損害賠償請求事件について，裁判上の和解をしようとするものである。